

- 一、 價格の公定―最高最低を基準價格（生産費、家計費及率勢米價の上下二割若しくは生産費、家計費各々を中心として毎年定める）（各月の價格を定める）（價格公定委員會を作る）
- 二、 公定價格維持のため政府の買入及賣却―生産者消費者の希望により
- 三、 賣買價格制限―指定地域に於ける若しくは一般的の公定價格外の賣買禁止
- 四、 數量調節としての政府の時價による  
買入及賣却―季節的及地方的出廻期及期後の還在調節、管外移出數量（植民地を含む）を平均ならしめる
- 五、 自治的統制即ち米穀糧又は玄米貯藏獎勵金交附及資金貸出買上及賣却制附貯藏獎勵
- 六、 米穀検査國營―銘柄等級整理、未検査米賣買禁止
- 七、 新米賣買停止―一定期間産組中央金庫より貸付

- 八、 米穀管理地區（植民地をも含む）設定及地外への移出制限（許可制）又は禁止（地區内の需給採算を行ひ政府が賣買統制）
- 九、 米穀徵收―公定價格維持のために賠償を以て
  - 一〇、米穀專賣―納入組合制によつて
  - 一一、作付減少法（減反）による生産制限―政府補償及管外移出課税
  - 一二、植民地移出米買入、移入制限、米穀貯藏獎勵、賣却制限付米穀貯藏獎勵
  - 一三、植民地への粟及雜穀輸入制限
  - 一四、外米關稅増減
  - 一五、輸出入米穀政府獨占―價格及數量
  - 一六、政府米海外輸出―六年度百六十一萬石
  - 一七、植民地米移入許可制及移入課税
  - 一八、植民地水田一部國有